平成２７年（フ）第４４号
愛知県知立市昭和６丁目１番地　知立団地60棟404号
債務者　北崎　聖巳
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
大阪府岸和田市三田町95番地の１永野ハイツＡ102号、前住所大阪府羽曳野市島泉９丁目12番２号
債務者　梅本　浩子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
大阪府和泉市鶴山台２丁目１番１―503号
債務者　内野　智博
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第９８号
大阪府岸和田市下松町1092番地の８
債務者　森口久美子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
大阪府岸和田市大町４丁目18―７―306、住民票上の住所大阪府岸和田市池尻町181番地の９
債務者　西河　典史
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
大阪府和泉市一条院町77番地の１ウィリング一条院106、前住所大阪府河内長野市南花台３丁目４番31―405号
債務者　濱田　三貴（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
大阪府泉佐野市鶴原855番地の１―103、前住所大阪府泉南市男里４丁目21番４号
債務者　岡部　待子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
大阪府和泉市光明台３丁目７番34―101号
債務者　中定　晴彦
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１２１号
大阪府岸和田市中井町１丁目３番16号　ライズィングマンションＢ203号
債務者　細木　悦子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１３６号
大阪府岸和田市土生町1272番地の１煌壱番館101号、前住所大阪府泉大津市寿町９番18号フローラルヴィラ条南301
債務者　河野　美保（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１４１号
大阪府泉大津市東雲町15番35―413号
債務者　小川　秀子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
大阪府貝塚市名越593番地２
債務者　和田　　昇
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１５０号
大阪府阪南市鳥取148番地の１―106号
債務者　戸田真寿こと　孟　　真寿
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１５３号
大阪府阪南市鳥取1039番地
債務者　楠本　祥丈
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
大阪府阪南市鳥取1039番地
債務者　南谷　典子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２３７号
札幌市豊平区月寒東５条18丁目２番55号　第３グリーンヒル203号
債務者　高橋　美幸
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部